

別表

日常生活用具一覧表

(令和2年4月1日施行)

- ・児童は18歳未満の者をいう。
- ・対象者は在宅の障害手帳保持者(身体・知的・精神)で、各種目の条件を満たす者とする。
- ・障害者支援施設等入所者を支給対象とする種目は、対象者欄に記載があるものに限る。
- ・脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じる。
- ・難病患者等については、「医師の診断書」を要する。

区分	重複	種目	介護保険	対象者	性能等	耐用年数	基準単価
介護・訓練支援用具	重複不可	特殊寝台(電動ベッド)	○	下肢又は体幹機能障害2級以上で学齢児以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
		訓練用ベッド		下肢又は体幹機能に障害のある難病患者			
	重複不可	特殊マット(パッド)	○	3歳以上で下肢又は体幹機能障害2級以上の児童若しくは下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する18歳以上の者、又は療育手帳がA(A1、A2)の者 寝たきりの状態にある難病患者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
		床ずれ防止用具		3歳以上で下肢若しくは体幹機能障害2級以上の児童、下肢若しくは体幹機能障害1級で常時介護を要する18歳以上の者、又は療育手帳がA(A1、A2)の者 ※床ずれ防止用具の申請には、医師の意見書を要する 寝たきりの状態にある難病患者	エアマット(空気圧の切り替えにより体圧分散を行うもの)又は徐圧マット(ウレタンフォーム等の特殊な素材により体圧分散を行うもの)で、褥瘡を防止できる機能を有するもの		102,000
		特殊尿器	○	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する学齢児以上の者 自力で排尿できない難病患者	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
		入浴担架		下肢又は体幹機能障害2級以上で入浴にあたって、家族等他人の介助を要する3歳以上の者	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
		体位変換器	○	下肢又は体幹機能障害2級以上で下着交換等にあたって、家族等他人の介助を要する学齢児以上の者 寝たきりの状態にある難病患者	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
		移動用リフト	○	下肢又は体幹機能障害2級以上で3歳以上の者 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	介護者が重度身体障がい者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	4年	159,000
		訓練いす		下肢又は体幹障害2級以上で3歳以上の児童	原則として附属のテーブルをつけるものとする	5年	33,100
自立生活支援用具		入浴補助用具	○	下肢又は体幹機能障害4級以上で、入浴に介助を必要とする3歳以上の者 入浴に介助を要する難病患者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く	8年	90,000
		便器(ポータブルトイレ)	○	下肢又は体幹機能障害2級以上で学齢児以上の者 常時介護を要する難病患者	障がい者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる)ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	8年	23,100
		洗浄機能付便座		上肢障害2級以上又は療育手帳がA(A1・A2)であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な学齢児以上の者 上肢機能に障害のある難病患者	足踏みペダル等にて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く(和式から洋式に替えるなど工事を伴うものは居宅生活動作補助用具で給付)	8年	108,200
		歩行補助つえ(T字杖)		平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい者であって、歩行不安定な者	木製(十分な強度を有するもの)又は、軽金属製のもので、夜光材付は420円、全面夜光材付は1,230円、外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとする	3年	木製 2,310 軽金属製 3,150

区分	重複	種目	介護保険	対象者	性能等	耐用年数	基準単価
自立生活支援用具		移動・移乗支援用具	○	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害４級以上で、家庭内の移動等において介助を必要とする３歳以上の者 下肢が不自由な難病患者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ① 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの ② 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く（改造を伴わない手すり、スロープなど）	８年	60,000
		頭部保護帽		下肢又は体幹機能障害２級以上で、立位や歩行が不安定でよく転倒する者又は療育手帳がＡ（Ａ１・Ａ２）、若しくは精神保健福祉手帳１級で、てんかん発作等により頻繁に転倒するもの。 （障害者支援施設等入所者も対象） オーダーメイドは医師の意見書を要する	ヘルメット型で、転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。 <u>（１）布・革等を主体として、発泡樹脂その他の緩衝剤を用いた既製品</u> <u>（２）布・革等を主体として、発泡樹脂その他の緩衝剤を用いたオーダーメイドのもの</u> <u>（３）布・革等を主体とし、転倒時に顔面や頭部を保護するプラスチック等の硬性の保護材を用いたオーダーメイドのもの</u>	3年	(1) 12,525 (2) 15,656 (3) 37,853
		火災警報器		障害等級２級以上で火災発生の感知及び避難が著しく困難な者又は療育手帳がＡ（Ａ１・Ａ２）若しくは精神保健福祉手帳１級である者（当該者の世帯が障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	８年	15,500
		自動消火器		障害等級２級以上で火災発生の感知及び避難が著しく困難な者又は療育手帳がＡ（Ａ１・Ａ２）若しくは精神保健福祉手帳１級である者（当該者の世帯が障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る） 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等とのみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し初期火災を消火し得るもの	８年	28,700
		電磁調理器		視覚障害２級以上又は療育手帳がＡ（Ａ１・Ａ２）若しくは精神保健福祉手帳１級の者で１８歳以上の者（当該者の世帯が障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る）	視覚障がい者、知的障がい者、精神障がい者が容易に使用し得るもの	６年	15,000
		歩行時間延長信号機用小型送信機		視覚障害２級以上で学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	１０年	7,000
		聴覚障害者用屋内信号装置		聴覚障害２級以上で１８歳以上の者（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、目覚まし時計、屋内信号灯を含む）	１０年	87,400
在宅療養等支援用具		透析液加温器		腎臓機能障害３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（ＣＡＰＤ）による透析療法を行う３歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５年	51,500
		ネブライザー（吸入器）		呼吸器機能障害３級以上の者又は喉頭摘出による音声言語障害若しくは肢体障害２級以上であって必要と認められる者※呼吸器障害以外の者が申請する場合は、医師の意見書を要する 呼吸器機能に障害のある難病患者	障がい者が容易に使用し得るもの	５年	36,000 ※電気式たん吸引機との両用器 72,500
		電気式たん吸引機		呼吸器機能障害３級以上の者又は喉頭摘出による音声言語障害若しくは肢体障害２級以上であって必要と認められる者※呼吸器障害以外の者が申請する場合は、医師の意見書を要する 呼吸器機能に障害のある難病患者	障がい者が容易に使用し得るもの	５年	56,400 ※ネブライザーとの両用器 72,500

区分	重複	種目	介護保険	対象者	性能等	耐用年数	基準単価
在宅療養等支援用具		酸素ボンベ運搬車		医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者が容易に使用し得るもの	10年	17,000
		視覚障害者用体温計(音声式)		視覚障害２級以上で学齢児以上の者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	9,000
		視覚障害者用体重計		視覚障害２級以上で18歳以上の者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	18,000
		動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）		心臓機能障害３級以上又は呼吸器機能障害３級以上 （医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器装着者） ※モニタリング機能付を申請する場合、医師の意見書を要する 人工呼吸器の装着等が必要な難病患者	在宅の酸素療法等を要する重度の呼吸器機能障害者等が、簡易に動脈酸素飽和度を測定し、心肺機能が常時正常であるかどうかを確認できるもの 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	42,000 157,500
情報・意思疎通支援用具		携帯用会話補助装置		音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体障がい者であって、発声・発語に著しい障害を有する学齢児以上の者 ※肢体障がい者が申請する場合、医師の意見書を要する	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	5年	98,800
		情報・通信支援用具		上肢機能障害２級又は視覚障害２級以上の者	障がいがあることにより必要となるパーソナルコンピュータ周辺機器及びソフト	6年	100,000
		点字ディスプレイ		視覚障害２級以上の身体障がい者であって、必要と認められる18歳以上の者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500
		点字タイプライター		視覚障害２級以上で就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	63,100
		点字器		視覚障がい者が必要と認められる者	両面書真鍮板製、両面書プラスチック製又は片面書アルミニウム製、片面書プラスチック製で点筆付のもの	7年	10,400
		視覚障害者用ポータブルレコーダー		視覚障害２級以上で学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により録音、記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの ※テープレコーダーに替えて給付可能	6年	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000 テープレコーダー 23,000
		視覚障害者用活字文書読み上げ装置（音声ICタグレコーダー含む）		視覚障害２級以上で学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年	99,800
	重複不可	視覚障害者用拡大読書器		視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	198,000
		視覚障害者用音声読書器			装置の上に読みたいもの（印刷物等）を置くことによって、文字を音声で読み上げるもの		
		視覚障害者用時計		視覚障害２級以上で18歳以上の者。ただし、高校在学中で必要な者については、18歳未満でも給付対象とする。	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年	触読 10,300 音声 13,300

区分	重複	種目	介護保険	対象者	性能等	耐用年数	基準単価
情報・意思疎通支援用具		聴覚障害者用情報受信装置		聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年	88,900
		人工喉頭		音声言語機能障がい者で、喉頭を摘出した者 人工鼻器具は、常時埋込型人工喉頭を使用する者	笛式は呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。電動式は顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	5年	笛式 8,100 電動式 72,000
				常時埋込型の人工喉頭を使用する際に必要な人工鼻器具のうち、HMEカセット（人工鼻本体）と、HMEカセットを装着するためのベースプレート		1ヵ月	人工鼻器具 24,200
		点字図書		主に、情報入手を点字によっている障がい者・児	点字により作成された図書	—	点字化することによりかかる費用（点字化する前の図書の費用は自己負担）
排泄管理支援用具		ストマ用装具 蓄便袋		直腸・膀胱の機能障がい者であって、人工肛門で腹壁から排便があり、採便の袋を装着する必要がある者 （障害者支援施設等入所者も対象）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋	1ヵ月	8,858
		ストマ用装具 蓄尿袋		直腸・膀胱の機能障がい者であって、人工膀胱で腹壁から排尿があり、採尿の袋を装着する必要がある者 （障害者支援施設等入所者も対象）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの		11,639
		紙おむつ等		①脳性麻痺等による肢体障害2級以上で、3歳以前に発現した非進行性の脳病変によってもたらされた脳原性運動機能障害により便意又は尿意の意思表示が困難で、恒常的に紙おむつを必要とする者 ②直腸・膀胱の機能障がい者で、治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの著しい変形のため、ストマ用装具を装着できない者 ③直腸・膀胱の機能障がい者で、二分脊椎等の先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排便機能障害又は高度の排尿機能障害のある者 ④直腸の機能障がい者で、先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 上記①～④は、いずれも3歳以上 ※初回の申請時には、医師の意見書を要する （障害者支援施設等入所者も対象）	紙おむつ、サラン、ガーゼ、脱脂綿、洗腸装具、パッド、パッド付パンツ		12,360
		収尿器		下肢又は体幹機能障がい者であって、尿失禁のある者	採尿器、蓄尿袋（逆流防止装置付きのもの）、導尿ゴム管等で構成したもの	1年	8,500
住宅改修		居宅生活動作補助用具	○	下肢体幹障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）3級以上の者（ただし、特殊便器への取替をする場合は上肢障害2級以上の者） 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの （内容） ・ 手すりの取り付け ・ 段差の解消 ・ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面材料の変更 ・ 引き戸等への扉の取替え ・ 洋式便器等への便器の取替え ・ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	—	200,000

区分	重複	種目	介護保険	対象者	性能等	耐用年数	基準単価
----	----	----	------	-----	-----	------	------

住宅改修については、やむを得ない転居等により必要と認められる場合は、再度申請可能とする。